

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月6日

四日市市公平委員会委員長 富田 俊治

公平委員会規則第2号

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（昭和41年四日市市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

(第1号様式) (第2条関係)

職員団体 登録申請書
登録事項変更届

年 月 日

公平委員会委員長

職員団体名

代表者役職氏名

印

地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例 第2条第1項 第4条第1項の規定に基づき

登録を申請します。

登録事項の変更を届け出ます。

- (注) 1 申請を行う場合は規約を添付して正副2通を提出すること。
2 変更届出をする場合は余白に変更月日を記入し、該当事項のみについて正副2通を提出すること。
3 理事その他の役員の一部の者について変更した場合には、変更後の理事その他の役員の名簿を提出すること。

1 理事その他の役員

役名	職名	所属部課名	氏名	住所	任期

(注) 職員でない役員については「職名」欄に職業を、「所属部課名」欄には勤務先を記入すること。

2 事務所の所在地

主たる事務所の所在地	
その他の事務所名	事務所所在地

3 連合体構成職員団体

(この表は連合体として登録する場合にのみ必要であること。)

構成職員団体名	備考

(注) 備考欄に登録番号を記入すること。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(公平委員会事務局)